



安心して 子育てができるまち 瀬戸内市

ダイジェスト版



瀬戸内市
平成17年3月

◎計画策定の背景

女性が一生の間に生むと推定される子どもの数を表す合計特殊出生率は、一貫して低下する傾向が続き、平成15年には1.29（合計特殊出生率）にまで達しています。

国においては、「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について（エンゼルプラン）」（平成6年）、「少子化対策推進基本方針（新エンゼルプラン）」（平成11年）などの少子化対策を実施してきましたが、少子化の歯止めとはなりませんでした。

そこで、平成14年に「少子化対策プラスワン」を取りまとめ、地域とともに取り組む「子育ての社会化」の必要性を提起するとともに、これを具体的に推進するため、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」と少子化対策を総合的に講じるためにその理念を定める「少子化社会対策基本法」を制定しました。これらのことを受け、本市においても「次世代育成支援地域行動計画」を策定することとなりました。

瀬戸内市においては国勢調査結果（旧邑久郡3町の合計）によると、0～14歳人口は20年間に約2,000人減となっているとともに、総人口に占める割合も20.2%から14.5%にまで減少しています。

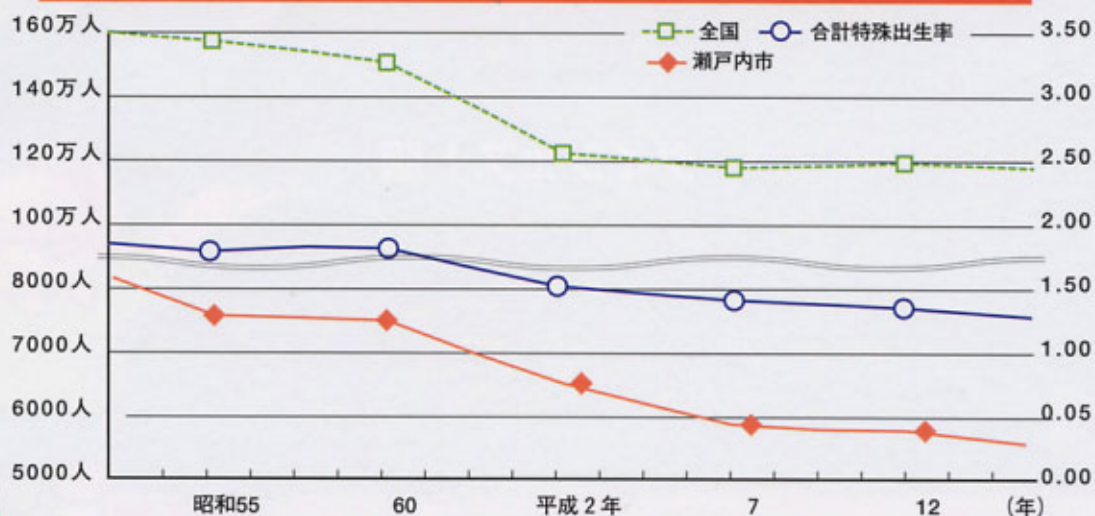
また、核家族世帯（夫婦のみ又は夫婦と未婚の子どもからなる世帯）の増加にともなう、夫婦1組当たりの子どもの数は明らかに減少傾向がみられます。

本市において少子化は着実に進行しており、次代を担う子どもが健やかに生まれ、かつ育成される環境の整備・充実が必要となっています。これらを踏まえ、本市では次世代育成支援対策推進法に基づく「瀬戸内市次世代育成支援地域行動計画」を策定し、子育て支援の施策を総合的に推進していきます。

瀬戸内市の現状



■全国の出生数・合計特殊出生率及び瀬戸内市の14歳以下人口の推移



◎行動計画の体系

7つの目標をめざします

地域における子育ての支援

- 子育て支援サービスの充実
- 保育サービスの充実
- 子育て支援のネットワークづくり
- 児童の健全育成

地域子育て支援センター等の既存事業の充実と各種情報提供のネットワークづくり、さらには児童が放課後安心して過ごせる公共施設や人材の確保等児童健全育成の取り組みを推進します。

母性や乳幼児等の健康の確保及び増進

- 子どもや母親の健康の確保
- 「食育」の推進
- 思春期保健対策の充実
- 小児医療の充実

妊娠期から乳幼児期を通して、親子の健康が確保されるよう保健指導や乳幼児健診などの充実を図るとともに、環境の基盤ともなる小児医療体制についても検討していきます。さらに、豊かな人間形成と心身の健全な育成を図るため保健分野と教育分野が連携した「食育」を推進していきます。また、児童生徒に対しては性や感染症予防に対する知識の普及と薬物乱用防止に向けた教育等思春期保健対策の充実を図ります。

子どもの健やかな成長を目指した教育環境の整備

- 次代の親の育成
- 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備
- 家庭や地域の教育力の向上
- 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

男女が協力して家庭を築くことができるよう地域社会の環境整備に取り組み、次代の担い手である子どもの確かな学力向上、心身ともに健やかな育成を推進するための教育環境全般の充実を図ります。

子育てを支援する生活環境の整備

- 良質な住宅・居住環境の確保
- 安心して外出できる環境の整備
- 安全・安心まちづくりの推進等

子育てを担う若い世代を中心に、良質な賃貸住宅の供給支援に取り組み、さらに子育て世代が安心して利用できる公共施設の設備改善を行うとともに、子どもが犯罪被害に遭わないためのより安全な“まちづくり”を推進します。

職業生活と家庭生活の両立の推進

- 多様な働き方の実現及び仕事と子育ての両立の推進

男性を含めたすべての人が仕事と子育ての両立ができるよう、働き方の見直しに向けた意識啓発を進めます。

子ども等の安全の確保

- 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
- 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
- 被害にあった子どもの保護の推進

子どもを交通事故や犯罪から守るため、警察、教育関係、行政、地域が連携・協力体制を強化していきます。また、被害にあった子どもに対しては、児童相談所や警察と連携して相談体制を図るなど支援体制を強化します。

要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

- 児童虐待防止対策の充実
- ひとり親家庭の自立支援の推進
- 障害児施策の充実

児童虐待の予防と早期発見・早期対応等の総合的な支援をおこなうために福祉関係、医療、教育、警察等各関係機関の協力体制を確保します。また、ひとり親家庭や、障害のある子どもがいる家庭など、支援の必要な家庭の自立支援をおこないます。

◎計画の推進体制

本計画を着実に推進していくため、子育て支援課を事務局として進捗状況の点検を毎年度おこない、次世代育成支援対策推進法第21条に基づき設置された「瀬戸内市次世代育成支援対策推進協議会」に報告し、必要に応じた見直しを行います。
また、これらの進捗状況は、広報や市ホームページ等を活用して、年1回市民に公表していきます。

1 瀬戸内市次世代 育成支援対策推進協議会



2 行政各部門との連携

本計画は、次代を担う子どもたちがたくましく健やかに育つ環境づくり、子どもを生き育てやすい環境づくり、そして保護者もともに育っていく環境づくりを進めるための総合的な計画です。

そのため、本市における他の関連計画との整合性を確保するとともに、各部門が連携を取りあい、全庁的な取り組みとして計画を推進していきます。

また、国、県、保健所、児童相談所等の関係機関と連携を更に強化しながら、施策の計画的な推進を図っていきます。

地域福祉や教育環境の向上を図る人権擁護委員、民生委員児童委員、主任児童委員、愛育委員、栄養委員、福祉委員等との連携・協力を進めていくとともに、自治会、PTA、子ども会、老人クラブ、地域の子育てボランティア、スポーツ少年団といった地域組織の自主的な活動を促すよう連携・協力を図り、地域住民が相互に支え合う「地域で子育て」の推進を図ります。

3 地域組織との連携強化



瀬戸内市次世代育成支援地域行動計画

平成17年3月発行

発行／瀬戸内市福祉事務所

〒701-4264 瀬戸内市長船町土師277番地4

TEL (0869) 26-8001 FAX (0869) 26-8002

HP <http://www.city.setouchi.lg.jp>